

○江戸川区民センター条例

昭和四十年十月五日条例第三十六号

〔注〕昭和五八年から改正経過を注記した。

改正

昭和四四年 六月条例第一九号
昭和四五年 六月条例第二六号
昭和四九年 四月条例第一二号
昭和四九年 九月条例第四九号
昭和五〇年一二月条例第六〇号
昭和五四年 三月条例第七号
昭和五五年 四月条例第一八号
昭和五六六年 三月条例第一四号
昭和五八年 七月条例第三〇号
平成 元年 三月条例第三四号
平成 元年一二月条例第五三号
平成一一年 七月条例第三一号
平成一二年一二月条例第五八号
平成一三年 三月条例第三九号
平成一五年一二月条例第三三号
平成一七年 三月条例第七号
平成一七年 六月条例第三一号
平成一九年一二月条例第四〇号
平成二六年 三月二〇日条例第一〇号
平成三〇年 三月二八日条例第七号
平成三一年 三月二九日条例第二号
令和 二年 三月三〇日条例第一二号

江戸川区民センター条例

(趣旨)

第一条 この条例は、江戸川区民センター（以下「区民センター」という。）の設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成三〇年条例七号〕

(設置)

第二条 江戸川区民の福祉を増進し、生活及び文化の向上を図るため、区民センターを次のとおり設置する。

名称 位置

江戸川区民センター 江戸川区松島一丁目三八番一号

一部改正〔平成一七年条例七号・三〇年七号〕

(事業)

第三条 区民センターは、前条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 区民センターの利用に関すること。
- 二 福祉の増進並びに生活及び文化の向上に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業に開すること。

一部改正〔平成一七年条例七号・三一号・三〇年七号・三一年二号〕

(利用承認)

第四条 区民センターを利用しようとする者は、第十四条の規定により区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

一部改正〔平成一七年条例三一号〕

(特別の設備等の使用)

第五条 区民センターを利用しようとする者で、特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを使用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

全部改正〔平成一七年条例三一号〕、一部改正〔平成三〇年条例七号〕

(利用の不承認)

第六条 指定管理者は、区民センターの利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、利用を承認しない。

- 一 公益を害するおそれがあるとき。
- 二 秩序を乱すおそれがあるとき。
- 三 その他管理上支障があるとき。

一部改正〔平成一七年条例七号・三一号・三〇年七号・三一年二号〕

(施設及び利用料金)

第七条 区民センターの施設及びその利用料金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第八項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

2 区民センターの付帯設備及びその利用料金は、江戸川区規則（以下「規則」という。）の定めるところによる。

3 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、直ちに前二項に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

4 指定管理者は、あらかじめ区長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成元年条例三四号・一一年三一号・一二年五八号・一三年三九号・一七年七号・三一号・三〇年七号〕

(利用料金の不還付)

第八条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。

一部改正〔平成一七年条例七号・三一号・三〇年七号〕

(利用承認の取消し等)

第九条 指定管理者は、区民センターの利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。

二 利用の目的に反し、又は利用の条件に違反したとき。

三 災害その他の事故により、区民センターの利用ができなくなつたとき。

四 その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

一部改正〔平成一七年条例七号・三一号・三〇年七号〕

(原状回復の義務)

第十条 利用者は、その利用が終わつたとき、又は利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、指定管理者が執行し、その費用を利用者から徴収する。

一部改正〔平成一七年条例七号・三一号・三〇年七号〕

(利用権の譲渡等の禁止)

第十一條 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔平成一七年条例三一号・三〇年七号・三一年二号〕

(損害賠償の義務)

第十二条 利用者は、施設若しくは付帯設備等を毀損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ないと認めると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成一七年条例七号・三一号・三〇年七号〕

(開館時間等)

第十三条 区民センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

全部改正〔平成一七年条例三一号〕

(区民センターの管理)

第十四条 区民センターの管理は、法第二百四十四条の二第三項の規定により、区長が指定する者に行わせることができる。

追加〔平成一七年条例三一号〕

(指定管理者が行う業務)

第十五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認、利用の取消しその他区民センターの運営に関すること。
- 二 施設等の維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務に関すること。

追加〔平成一七年条例三一号〕、一部改正〔平成三〇年条例七号〕

(指定管理者の指定等)

第十六条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、区民センターの設置目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認めた者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

追加〔平成一七年条例三一号〕

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一七年条例三一号〕

付 則

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

(昭和四十年十一月規則第三十六号で、同四十年十一月一日から、ただし、第二条及び第三条の規定は、同四十年十一月十一日から施行)

付 則 (中間省略)

付 則 (平成一七年六月二四日条例第三一号)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第十三条の次に三条を加える改正規定（第十六条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の江戸川区民センター条例別表の規定は、施行日以後に利用の承認を受ける者から適用し、同日前に利用する者及び既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則 (平成一九年一二月二〇日条例第四〇号)

- 1 この条例は、江戸川区規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(平成二十年七月規則第六十七号で、同二十年八月一日から施行)
- 2 この条例による改正後の江戸川区民センター条例別表に規定する施設の利用申請その他利用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

付 則 (平成二六年三月二〇日条例第一〇号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の江戸川区民センター条例別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則 (平成三〇年三月二八日条例第七号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

付 則（平成三十一年三月二九日条例第二号）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中江戸川区民センター条例別表集会室の項の改正規定及び次項の規定 江戸川区規則で定める日（令和元年六月規則第一〇号で、同元年七月一日から施行）

二 第二条及び付則第三項の規定 平成三十一年十月一日

（準備行為）

2 前項第一号に掲げる規定による改正後の江戸川区民センター条例別表集会室の項に規定する施設の利用申請その他利用のための必要な準備は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 第二条の規定による改正後の江戸川区民センター条例別表の規定は、平成三十一年十月一日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（令和二年三月三〇日条例第一二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

別表（第七条関係）

種別	利用料金	
料理講習室	一時間単位	六三〇円
集会室	三〇一	一時間単位 四二〇円
	三〇二	一時間単位 六三〇円
	三〇三	一時間単位 三二〇円
	三〇四	一時間単位 六三〇円
	三〇五	一時間単位 二一〇円
	四〇一～四〇三	一時間単位 各室 四二〇円
	四〇四～四〇七	一時間単位 各室 二一〇円
	四〇八	一時間単位 三二〇円

音楽室		一時間単位	三二〇円
ホール	(ホール利用) 平日	一時間単位	一、二五〇円
	(ホール利用) 土曜日、日曜日 及び休日	一時間単位	一、四七〇円
	(スポーツルーム利用)	一時間単位	六三〇円
バンケットルーム (高砂)	宴会	三時間単位	三、一五〇円
	会議等	三時間単位	二、四一〇円
バンケットルーム (羽衣)	宴会	三時間単位	三、一五〇円
	会議等	三時間単位	二、四一〇円
バンケットルーム (芙蓉)	宴会	三時間単位	三、四五〇円
	会議等	三時間単位	二、六二〇円
バンケットルーム (福寿)	宴会	三時間単位	二、六二〇円
	会議等	三時間単位	一、九九〇円
バンケットルーム (千歳)	宴会	三時間単位	二、八三〇円
	会議等	三時間単位	二、二〇〇円
バンケットルーム (常盤)	宴会	三時間単位	四、三〇〇円
	会議等	三時間単位	三、二五〇円
バンケットルーム (雅)	宴会	三時間単位	一、九九〇円
	会議等	三時間単位	一、五七〇円
バンケットルーム (孔雀1・孔雀2)	宴会	三時間単位 各室	六、二八〇円
	会議等	三時間単位 各室	四、八二〇円
こども音楽室		無料。ただし、目的外に利用する場合 一時間単位	三二〇円

備考

- 一 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合に限り、三十分を単位として、開館時間外の利用ができる。この場合には、規定利用料金の三十分相当額に当該額の二割を上限として加算した額を規定利用料金とする。
- 二 ホールの利用者が、ステージのみを利用する場合は、規定利用料金の三割を徴収する。
- 三 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、規定利用料金の五割相当額を

増徴する。

四 バンケットルームにおいては、管理上支障がないと認められるときは、三十分を単位として、利用承認を受けている時間を延長して利用することができる。この場合には、三十分ごとに規定利用料金の三十分相当額に二割を加算した額を追徴する。

五 バンケットルーム以外の施設を貸し切る場合に限り、一時間を超える利用時間については、三十分を単位として利用することができるものとし、当該単位にあつては、規定利用料金の五割を徴収する。

全部改正〔平成二六年条例一〇号〕、一部改正〔平成三〇年条例七号・三一年二号・令和二年一二号〕